

正法眼藏研究序説

—『正法眼藏生死』卷之研究（其一）—

河 村 孝 道

問題の所在

現行正法眼藏九十五巻本には、著述史・編輯史及び内容

の面よりして種々の問題が存する。例えば其巻数にしても、

永平寺所蔵二十八巻本中の仏向上事巻、永光寺十二巻本中の一百八法門巻、及び其他道元禪師の法語類を合輯すれば更に多きに上ることになる。或は又、内容的にみて九十五巻が全て正法眼藏、という総題号の体系的意図に於て著述されたものか如何かといふことも問題である。詮慧の御聴書・経豪の御抄よりして七十五帖が禪師の親輯正法眼藏であることからして是れは、永光寺新草十二巻本も又同じであることが知られ、永光寺新草十二巻本も又同じであることを窺い、是事に於て後に強いて一百巻とすべく種々の法語類をも『正法眼藏』として采取輯録したかの觀あることを思わしめられる。八十

四巻本・七十九巻本・八十三巻本・九十五巻本等の諸種的眼

蔵の存在は其事を物語るものである。従つて現行九十五巻本が全て永平高祖御自身の親輯・親撰か如何かという事は親輯論の問題として考究なされなければならない。

——いま是處に考察せんとする生死巻に就てみても、此巻が果して正法眼藏という一大体系的意図の下に著わされたものか如何かについては問題である。加えて、此巻には説示の時處に關する記事のない事、眼藏諸巻の示衆形式・内容と較合して不備な点、一見他力信仰的色彩を有つ思想内容面よりして禪の立場に異質なる点、等々よりして、古来より此巻を問題視する向きもあった。が、それを判つきりと表面に出しう論じられたことはなかつたようである。それが數年前、斯かる有形無形の疑点を總結集したともみられる疑義が、愛知学院大学伊藤文献博士に依つて提出された⁽¹⁾。其疑義の大要は次の如くである。

(1) 編次形式面よりの疑点

(1) 生死巻出處に關する問題

(2) 『秘密正法眼蔵』中所輯の問題

(3) 古写本中未輯録の問題

異本生死卷の存在理由、及び永平寺本との関係

古則引用句に於ける涉典考証の問題

(6) 筆写年代・筆跡・紙質考証の問題

(二) 思想内容面よりの疑点

(1) 夾山・定山句改竄に依る宗義の問題

他力信仰的要素と道元禪との問題

(3) 文相・格調面よりの問題

斯かる論難に對して未だに明確な解答なり、或は此卷への対処の視点について述べたものはないようである。尤も此卷が暗黙裡に高祖の親撰として信受されてあるが故に殊更に問題とされないからでもあろうか。私自身にしても斯く信受して憚らない者であるが、唯、高祖道参究の徒としては、当然は等の論難にも耳傾けて自らの決定信受の態度及び視点とを明かして置くことは必要である。

以下、右の伊藤博士の論難の指示する次第に順じ乍ら、第一章「生死卷撰述に関する書誌学的問題の一考察」として其各項目の疑点を考察しつつ自からの視点を述べ、それが高祖の親撰なることを明かしてゆきたい。但し、此巻が奥書・示衆記年を闕いており、加えて他に其消息を伝える明確な資料もない以上、むしろ思想内容面の考察にこそ其手がかりを得

なければならない。故に、第二章「生死卷に於ける思想的考察」に於て上の思想内容面の疑点を明かし乍ら、それが高祖の生死觀の極相を平明に結集論述せるものに外ならないことを考察して一層に真撰法語なることを明証ならしめたい。

——生死そのものは自己実存そのものの生命の絶対的事実であり、存在本然の根本的真理である。それを観想する存在の知識、或は語らんとする可能の論理でもって考察するなどおこがましい限りであろう。其事すら既に生死そのものの絶対的な事実・道理に攝取されて其上に為す表現の業わざというべきものである。生死卷の示衆は、其様な存在の知識・可能の論理に依る表顕としてあつたのではなく、唯おも自づからなる本然の道理・実相をそのあるがままにあるとほりにあるように受容し受用する処に表顕せられた宗教的真理に外ならなかつた。従つて是処に思想的考察とはいとも、それは謂者斯様な自づからなる本然の道理への攝取とそれへの隨順及びその受用との姿を述ぶるという意味に於てである。

本稿は『宗学研究』(第五号)に概要を発表したことがあるが、種々不備の点もあり、それを補う意味から稿を新たにしたものである。尚、紙数の都合により第二章は次号に譲ることを余儀なくされたことを予めお断りしておきたい。

1 「愛知学院大学論叢」第一巻「正法眼蔵生死卷高祖示衆の眞偽につき宗学匠の教を乞ふ」(昭和二十九年)・同第二巻「正法

眼藏生死卷の真偽について続編」（昭和三十年）

第一章 生死卷撰述に関する

書誌学的問題の一考察

第一項 生死卷出處の問題点

『愛知学院大学論叢』第一巻誌⁽¹⁾上に於て、先ず伊藤博士は『永平正法眼藏凡例』（文化八年・一八一二）が

永平寺宝庫に秘在する所の秘密正法眼藏と題号せる本二十八巻あり。祖師滅後三十五年、弘安十一（茲歲改元正応）年戊子の九月晦日に写す所にして、其字様もとも古筆なり、この中二十巻は梵清の八十四巻の中に包含す。其八十四巻の中に脱逸して無き所のもの八巻あり。卷目左の如し、後心不可得・示庫院文・八大人覺・四禪比丘・深信因果・唯仏与仏・受戒・道心・右秘密の中よりこの八巻を抜采し、梵清本の八十四巻に増加して都盧九十二巻とす。元禄年中、永平三十五世晃全禪師、弁道話・重雲堂式・生死、右の三巻を据撫して、上の九十二巻に参考して都々九十五巻となして全部を結集し畢る」（正法眼藏註解全書十・五六一頁）

という穩達の識語に就て、二十八巻中の八巻の品目及び晃全に依る三巻の據撫説とに於てなされる生死卷の出處についてそれが誤謬であることを指摘し、次いで本山版の編輯の識語に斯かる誤りのあるのは何故であるかを問題とされている。

いま是れを仔細に検討してみると、『凡例』に言う八巻の中にも存在しないのであるからして、『凡例』が秘本中のものとして挙ぐる示庫院文卷は実は生死卷の間違いに外ならないと言える。故に『凡例』に秘本二十八巻中より抜采せる八巻と言うのは、實際には生死・後心不可得・深信因果・道心・八大人覺・受戒・四禪比丘・唯仏与仏の各巻でなければならず、晃全が新たに据撫した三巻とは弁道話・重雲堂式・示庫院文卷であつたということになるのである。伊藤博士の指摘は是事實を言うのである。

処で、『凡例』が何故に斯様な誤りを冒したかを考えてみると、其直接の理由として穩達は其識語の拠点を實際には秘本を見ないで面山（一六八三～一七六九）が『闡邪訣』（元文三年・一七三八）に生死卷の出處を「生死卷從ニ永平寺寶藏」出（註解十・三六〇頁）と言つてゐる説を其儘に踏襲したが故に外ならない。事実は秘本二十八巻の古写本中より据撫せるものであつて、示庫院文卷こそ面山の言う永平寺宝庫に秘在せるものであつたという可きである。是事は『紀年録』・『建撕

記』等にも其消息を示す記事の存する事からも推測しうる。⁽³⁾

従つて面山自身が既に謬見に立つてゐるのであつて、『闢邪訣』自体には今から考えてみて其考証には幾つかの矛盾点が存し、又それを承ける『凡例』にも種々の誤りが指摘しうる。⁽³⁾近代に於て眼蔵の考証にすぐれた識眼を有する滝谷琢宗の『永平正法眼蔵顯開事考』(明治二十八年)に依れば、面山が『闢邪訣』に於て右三巻の出處を誤り挙げてゐるのは緻密なる面山としては大なる疎漏であるとし、面山が斯かる誤謬を冒す理由を明かして(1)面山は是時まだ本山宝庫を拝覧していなかつた事、(2)面山が秘本を拝覧したのは『闢邪訣』を著わした元文三年より六年後の寛保三年夏安居の折に江寂を通してであつた事、(3)当時にあつては出・在家に拘わらず古書・古写本は秘書として他人に示さざることを専要としており、若しも他人に示さざるを得ない場合には決して他言せざることを誓約せしむる如き時代であつた事、等の理由に基づくものであろうと言つてゐる。尚、この説に則つて永久俊雄博士は、生死・示庫院文両本の取り違えに就ては生死巻には三種の異本が存する為に此巻を秘本中のものと氣付かず間に違えて示庫院文巻を秘本中に数え入れたものであらうと推論されているが、肯うべき説と思われる。⁽⁵⁾

孰れにしても、『闢邪訣』及び『凡例』に述ぶる生死巻出

処に関する説は秘本との対比較合よりして明らかに誤りであ

つて、實際には生死巻は秘本二十八巻の写本中に存在するものであることが明らかとなるのである。

1 前項註(1)参照。

2 『秘密正法眼蔵』初・中・後三分冊。

(初冊) 仏向上事・正法眼蔵生死・正法眼蔵第八心不可得(本山版"後心不可得")・同第八心不可得(本山版"心不可得")・同第八七深信因果・同四十二諸法実相・同仏道(本山版"道心")・同礼拝得體・同第四十四仏道・同第六十六三昧王三昧・同第六十三十七品菩提分法

(中冊)

正法眼蔵第三十二伝衣・同第三十四仏教・同第二十九

山水経・同第四十五密語・同第六十七転法輪・同第六

十九自証三昧・同第六十六大修行

(後冊) 緒書・正法眼蔵第十二八大人覺・同第二受戒・同第五

十二仏祖・同第十四禪比丘・同七十五出家・同第四十

七仏經・同第五十一面授・同第四十二説心説性・同第

三十八唯仏与仏

3 『紀年錄』云「此詞(示庫院文)靈梅院功德主勝義写^レ之、

勝義永平三世和尚之檀越、其第一子、四世和尚之檀越兄」(曹全・史伝下)一八七頁)。天文本『建撕記』云、「此正本ハ仮名也。今以真字書^ニ写之^ニ点肝要也、此正本、筆者靈梅院開基檀那勝義也、此人ハ三世檀那ノ二男、四世檀那兄也、屋敷ノ名字從此始ル也」(一九頁)

4 「闢邪訣」・『凡例』の誤謬点については第五項参照。

5 想苑第一卷「秘密正法眼蔵の研究」参照。

第二項 秘密正法眼藏の由来、 及び生死卷所輯の問題

反駁して著わした『正法眼藏逆驢乳』（安永五年・一七七六）に於て

次に伊藤博士は、生死卷の出處が秘密正法眼藏二十八卷中よりのものとすれば、宗教の根本問題を論じていて内容的に些かも秘密にすべき理由の認められない此卷が、何故に秘密正法眼藏として秘藏されていたのであるかを問題とされている。斯かる称題に関する問題は既に早くから存していたものであろう、例えば面山は其『闢邪訣』に於てこの秘密正法眼藏存在の妥当性を肯定していることなどから推しても知られる。即ち、「其稱ニ秘密者、多有下説ニ自家室内事ニ或呵ニ他派龜暴^一之詞^上苟對ニ常流ニ宜ニ忌憚^一焉。故別集而秘焉。蓋祖師及辨翁深密之遺意也」（註解十・三五九頁）と論じて二十八卷本の秘密別集説を樹てている。同じく面山の法孫・斧山玄鉗も『現成公案』卷聞解に於て、

寂円和尚之後住義雲和尚時代、大に宗風を震い中興す。此時天子より敕旨にて永平の正法眼藏を上れとある時、雲和尚六十卷を、誹りたることどもあり、世間に憚る故に不^ニ呈上^一也。余り二十八卷は名ニ秘密正法眼藏^一て不^レ出^レ外云々（註解一・八六頁）

と、其説を受け述べている。果してこの見解は妥当であろうか。是等両説を吟味することに於て、自づから問題解答への端緒が得られよう。

右の面山の説に対し、天桂の法孫・心應空印は闢邪訣を

若別集而秘、果然則辨翁何故取ニ其二十篇共流ニ布之^一耶。若此是非ニ秘密、何故曰ニ秘密二十八篇^一耶。皆既是秘密、辨翁何故折不^レ采ニ八篇、取捨集其如何。（中略）別集而秘、是祖師深密之遺意、別辨翁何以不^レ欽ニ其遺意、共流布以違^レ之。（中略）経豪亦何故抄^ニ錄之、不^レ欽ニ忌憚^一、取ニ罪於祖辨^一、而共同不^レ慮^ニ天下後世^ニ見^レ評耶。是機巧者作断焉可^レ知矣」（同十・四七八頁）

と、面山の秘密別集説の不合理なる事を明快に破斥しているが、斯かる視点は今の吾々に一つの重要な手がかりを与えてくれる。空印は更に語を継いで秘密称題説に触れて

汝（面山）謂下其稱ニ秘密者多有下説ニ自家室内事ニ故別集秘焉^上凡説ニ室内事ニ無^レ過^ニ授記面授嗣書^一、而辨翁取ニ之七十五篇中、不^レ別^ニ集忌憚^一、等流布則秘密忽為ニ妄称^一也。謂ニ之食言無慚者^一矣。編集秘密共為ニ妄於^レ此亦可^レ知也」（前同）

と論駁する処は誠に妥当と言う可きである。斯かる処よりして、面山及び斧山の所説が、結局は秘密正法眼藏という題号に拘泥するの余りに秘密別集説となつたものと見て誤りないであろう。是事に関して『顕開事考』には秘密称題に於ける題号の由來を明かして、それが享保年間、本山三十八世承天が私かに附したものである（一七頁）と次の如く考証している。

^亭保八年癸卯ノ夏、承天和尚此ノ眼藏ヲ納ルル桐筐ヲ新調シ、其

蓋（カブセ蓋ナリ）ニ朱添シテ左ノ如ク記セリ

御二代和尚御所持

秘密正法眼藏 三卷

箱 三十八世 新造

而シテ中ノ本文ニハ此題号ナシ。只表紙ニ秘密正法眼藏三冊之内初等ト書シテアレトモ表紙ノ字ト中ノ本文トハ筆勢大ニ相違シテ同筆ニ非ス。顧フニ卅八世筐ヲ掩ヘラレシトキ表紙ヲ修覆シテ私ニ此題号ヲ附シ、而シテ蓋ニモ亦秘密正法眼藏ト記セシヤ疑ナシ」と論じ、以後の宗学者も此説に準拠している。⁽¹⁾つまり秘密正法眼藏という称題は面山の所説とは違つて、承天に依つて修覆の砌り後々まで尊重・伝承すべき眼藏という意味から、謂者慕古心ともいうべき私意より附加された新題名に外ならなかつたと言うべきものである。意すべきは、仏祖の大道を説く「正伝の仏法」としての正法眼藏の宗教に於て、殊更に秘密にすべき法なぞ些かも有り得ないことを思うべきである。

「徧界不^會藏」の大道に其儘に直參し堅説横説せるものこそ正法眼藏の撰述であつた。従つていま生死卷に於ても、それが秘密正法眼藏二十八卷中の所蔵たる一事と秘密正法眼藏という称題とには内容的には全く何の関わりもありえないのです。此卷は飽くまでも仏祖の大道の証則に於て宗教的安心の帰趣處を開示されたものに外ならないのである。又、これが秘本中に輯藏されてある事を問題とするにしても、其二十八卷が同一目的で以て輯藏されたものではなく、各々編輯・

伝写の系統を異にするものであつて、その散佚を懼れて永平寺庫蔵に秘藏されたのであって秘密の語には何等関係はない。

尚、秘密の題号に固執する『闢邪訣』の背景には、前掲の『聞解』にみらるる如き義雲六十巻本に絡まる所謂官本説と回祿据拾説が存在していた事は看過してならない問題である。尤も回祿説については既に大久保道舟博士が「回祿説は必ずしも歴史的事実とは言い難いから灰燼中据拾説は妥当な見解でない」（道元禪師伝の研究・三六三頁）と言われているから問題なしとしても、官本説に就ては面山自身も多分にこれら問題なしだとしても、官本説に就ては面山自身も多分にこれに拘泥する処があつたのではあるまいか。但しその真因についてはその消息を示す義雲自身の識語も何もないからして判然とは断じ難い。併し考え方によつては何等かの所以なくしては官本説は起りえないであろうからして、その背景を探つてみる必要があろう。例えば、(1)七十五帖本と義雲本との両者の編輯巻目の思想内容に関する相違点——是処には明確に論定しえないが、大体に於て、前者が出家者中心の示衆として全体を占むるに対し、後者がそれに比して出・在家両道に通ずる普遍的な説示内容を有つ巻が多いように見受けられる如き、(2)義雲が宋朝禪の系統を引く寂円の嗣子であつたという経歴の面よりの独自なる見解に基づく編輯とみられる点、等の事情がその背後に伏在していたのではなかろうか。

但し是處には問題外の事であるので指摘するのみに措きたい。

孰れにしても秘密正法眼藏という称題とその二十八巻の諸巻との間には何等の秘密な思想的関連はなく、従つて生死巻が秘本中に存在する事と秘密という称題にも関係はないのである。是事の銘記の上に於て生死巻に対するこそ肝要といふべきである。

1 永久博士も『秘密正法眼藏の研究』に於て『顕開事考』の説を受け乍ら次の如く論じられる。「秘密正法眼藏という文字は、二十八巻の本文の文字とは筆勢・墨色が一樣でなく別人の筆と思われる。従つて二十八巻の眼藏を三冊にまとめて綴じ合せる時に秘密云々の名称を附加したのであろう」（想苑第二巻）

には説示の縁由・時處を示す何等の奥書・消息もない現在では、その未輯録の理由を判つきりと論定する事は出来ない。既に瞎道本光（一七七二寂）も其著『却退一字參』（明和七年・一七七〇）に於て「七十五帖及八十余帖等、都不列次、不信者多」（註解九・四五六頁）と言つて生死巻の未輯録なる事より不信者の多き事を問題としている。併し未輯録なる事が直ちに真撰を否定する理由とはなりえない。現に本山庫蔵二十八巻本中に存在していることは事実であり、其処から此巻に対処すべきであろう。故に本光自身も前の言葉に続けて「而本山庫蔵積薪後出、年号不錄、其中文者胡為謾」（傍点筆者）と言ひ、更にこれを敷衍して

而顧_ニ視本卷起尽_ニ蓋示_ニ官士_ニ者乎、其文面者甚近_ニ俗諦_ニ至_ニ其淵底_ニ則真竜亦不_レ能_ニ容易凌_ニ況於_ニ徒愛_ニ離竜_ニ者乎」（前同）

と述べて、それが正法眼藏という体系的な系列のものとしてあつたか如何かを問題とし乍らも、思想内容の面からしてそ

前項に於て明らかとなつた如く、秘本二十八巻の秘密別集説が全くの謂れなき面山の臆説に過ぎざるものであつたとするならば、更に問題となるのは、生死という宗教の究極的な重要問題を論ずるとみられる生死巻が、一体何故に古来より

宗門に伝来せる諸種の古写・編輯本——七十五帖・義雲本・梵清本・永光寺本及び其他編者不明の七十九巻本⁽¹⁾・八十三巻本⁽²⁾等に輯録されていないのであるか、という事である。此巻

と、暗に生死巻にも触れて両巻の文相短縛なるに拘わらず択

是卷（道心）蓋与_ニ俗官_ニ者乎、此與_ニ生死_ニ兩卷之中、本卷文相短縛回_レ杓、四天下衆不_レ議則鮮。可_レ謂歎_ニ謾井深_ニ者、莫_レ道具_ニ択法眼、真個未具現徒呈_ニ己專蒙_ニ耳」（註解十・四六六頁）

法眼を具してその奥旨に參すべきことを述べてゐる。加えて本光はこの『參註』著作に先立つ約二十年前、寛延元年戊辰冬（一七四八）・上野州・瑞竜山に在つて『生死卷穿牛皮』を草しており、其後眼藏九十五卷の註釈『參註』を起草するに際して当然眼藏諸處に散見せられる高祖の生死論に接してもいるし、其等の上に於て此生死卷に對して再度の參註の草がなされている事とを併せ考へるならば、此卷が本光に於て高祖の生死觀の帰趣を示すものとして信受せられていたが故にこそ諸種の細釈がなされたということが窺われるのである。

高祖の生死觀の極相を示す明証としては、此生死卷と眼藏の他の諸卷に現われる生死論の視点が一貫している事實から、思想内容の考察面よりして吾々は參註の如く高祖の真撰なることに信順してよい。生死論を中心とした説示は此生死卷及び全機卷を挙げうるが、部分的には諸卷にみることが出来る。例えばそれを示衆年代順に列挙してみると、弁道話・現成公案・諸惡莫作・仏性・行仏威儀・海印三昧・身心學道・画餅・空華・四馬・唯仏與仏、及び永平廣錄等に窺いうる。孰れも深奥の義を示してゐるが、然し恰もそれは叢中に片影をみせる蛇身の如く、或は灰中に於ける糸線にも似てその全相を現ぜるものではない。謂者是等の諸卷は叢蛇灰線法的説相を有するものである。斯かる諸卷の生死論を總結集して直裁簡明にその全相を明かして生死の本源・生死の透脱を委説したも

のが即ち此生死卷に外ならないと言えよう。但し其等の諸卷と生死卷との思想的類似性及び内容的考察については第二章に詳論する為、是處には暫く触れないで措く。

処で生死卷を親撰と見る時、それならば果して『正法眼藏』という体系的意図の下に高祖に於て纏草されたものであるか如何かということが問題となる。若しも然りとするならば当然他の古写本・編輯本中に存在しえ、更に奥書・紀年等も記されてある筈だからである。其処で參註が「本卷……蓋示官士二者乎」と言つてゐる事に一つの手がかりを得られる。

現成公案・法華転法華卷にみられるように座下或は俗家へ書き与えられた法語の類は、多数にのぼらないにしても何種かはあつたとみてよい。生死卷もそういう系累に属するものとみて差支えないものではあるまい⁽³⁾か。大久保博士が、此卷は高祖の親撰であるけれどもそれは單なる一片の法語に過ぎず、従つて正法眼藏の体系に加うべきでない（道元禪師伝の研究・三五七頁）と論じられてゐるのも、蓋し參註の説に準拠されるからでもあろう。そして此卷を斯様にみる方が一応は妥当と言えるのではないかと思う。一応というのは、例え眼藏の体外の「一片の法語」であつたとしても、また後に晃全に依つて改めて『正法眼藏』として編輯せられたものであるとしても、それが他の諸卷と比較して遜色があるなどというのではないことをこそ強調したいからである。むしろ晃全の深意

をこそ吾人としては隨喜したいと思う。本光が「其中文者、胡為謾」、「其文面者甚近俗諦、至其淵底、則真竜亦不能容易凌、況於徒愛雕竜者乎」と言つてはいる処からみても是事は証かしうるであろう。同時に是事は一層に内容の思想的考察の必須なることを促すものである。正法眼蔵という語を単に題名的なものとしてみると大いなる誤りである。前に存在の知識及び可能の論理で以て宗教的真理は把握出来得ないことを述べたが、正法眼蔵諸卷の説示及び此生死巻にしてみても同様であつて、あくまで人間的にはからいの上に於ける論立ではありえず、それを超えて却つて本然なる道理をそいきたる真理そのものの説相に外ならない。「仏法ノタメニ仏法ヲ修ス」、其處から一切の説示・著述もあつたのであるからして、生死巻が例え座下、或は俗家へ示せる法語であつたとしてもそれは直ちに仏祖の大道を証則せるものとしての内容に外ならないからして正法眼蔵ならざるはなきものとして押すべきであろう。勿論、それは決して真偽の学的研究成績を無視するということではありえない。唯、体系的研究成果を重視するの余りに正法眼蔵という語の本義を看過してはならないという意味に於てである。従つて例え「一片の法語」として眼蔵体系外のものとしても、或は古写本中に未輯録であるといふ編輯史的な面からのみで親撰疑義の一理由としたり

すべきであつてはならないと思う。

斯くして、結局する処、『參註』が示しているように此巻は座下、或は俗家への何某かに書き与えられた示衆法語であつたであろうし、其故に諸種の眼蔵謄写本中に列在されずに其等とは別個に単独に伝写され来たつて、何等かの機縁に於て本山に秘藏さるるに至つたものと見るのが最も妥当な見解といふべきであろう。仮に又、此巻が秘本中に正法眼蔵という総題号を附加されて所蔵されていたということを重視して正法眼蔵の体系化中のものとみられうると推論するとしても、併し秘本二十八巻が都て同一系統の編輯謄写の歴史に属するものではないことからして、この推論は成り立たないであろう。例えその総題号を重視してみるにしても、それならば仏性巻に草案・再治の二本の存すること、及び帰依三宝巻⁽⁴⁾奥書⁽⁵⁾等によつて窺えるように、正法眼蔵に草案・中書・清書本の成立階梯の存することからして当然生死巻に於ても是れに関する何等かの消息、例え未再治本・再治本の如きが存する筈であるのに、それが全く無いことからしても総題号の下に意図されて草されたものとは別類のものということが知られる。むしろ総題号は転展伝写のうちに何人かによつて添加されたものと見るべきではあるまいか。而して何某かに書き与えられた法語であつた処に、実は諸種の古写本中に未輯録なることの理由も存し、奥書記年のない儘に伝写され来た

つた事も肯づけえよう。加えて他の眼蔵諸巻に比して文相の短綱平易な事も其處に縁由するものであることが容易に窺いうる。但し説示・文相の平易さを以て親撰不肯の一理由と為すが如きは全く論外の事というべきである。

- 1 七十五帖に較合してこの七十九巻本には、七十五帖に存する伝衣・梅華・洗淨巻は無く代りに七十五帖に無い三時業・転法華・四攝法・四馬・發菩提心・袈裟功德・供養諸仏・帰依三宝の八巻が輯入されている。
- 2 梵清本と較合して、是八十三巻本には發菩提心一巻が欠如している。
- 3 橋本恵光老師は道心巻提唱玄談に於て、本光の道心巻參註に従い推論し、生死巻が波多野義重の再度の懇請によって全機巻の主旨を平易に示されたもので、個人に与えたもの故に示衆年月がないと述べられているが、臆測としては許さるべきも、今は依るべきではない。
- 4 第一項註(2)参照。秘本中に於ては正法眼蔵、生死として正法眼蔵の總題号が附されている。尙、秘本中には總題号の附加されていない卷もある。
- 5 是事は秘本と七十五帖とを対照してみれば明らかとなる。この品目対照は既に面山が『闡邪訣』に於て「永平室内現有『秘密正法眼蔵二十八巻』、(中略)此中二十巻乃七十五巻中所_レ有而八巻則異也」(註解十・三五九頁)と示している。併し實際に両本を較合してみると、永久博士も指摘されている様に異

っていることがわかる。即ち七十五帖と同一と言われる秘本二十巻中の仏向上事巻は七十五帖のそれとは内容の異なるものであって、従って秘本中十九巻が七十五帖中に存するもので、秘本の残り九巻(面山は八巻というが)が七十五帖に存在しないものであることが明らかとなる。この九巻中、六巻(第八心不可得「=後心不可得」・第八七深信因果・第十二八大人覺・第二受戒・第十四禪比丘・第三十八唯仏與仏)は列次番号が七十五帖とは別のもので、七十五帖・六十巻・八十四巻本以外の編集のあつたことを物語っているとされている。尤も右六巻中、第十二八大人覺・第二受戒・第十四禪比丘三巻は新草十二巻本と同番号である処より同本の謄写とみられなくはない。

尙、ついで乍ら、秘本中第八七深信因果は十二巻本では第七となつてゐる処から永久博士は「八」と「七」とを誤写の儘に写し来たものではないかと言われているが、妥当な見解と言えよう。尤も八十七巻以上の眼蔵の編集があつたとも推論しうるが目下の処ではそれは証しえない。秘本中右六巻以外の残り三巻(仏向上事・生死・仏道「=道心」)は列次番号・奥書記年もないものでその謄写・編集の歴史は定かでないが、是等は孰れも単独に伝写されたとみるべきであろう。

左に秘本を列記して七十五帖本との列次番号の異同を掲げる(○印は列次番号が七十五帖と同一のもの、△印は七十五帖に存するも列次番号の異なるもの、×印は七十五帖と列次番号の異なるもの、及び七十五帖中に存在しないもの)。

① 仏向上事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 正法眼藏生死	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 第八心不可得	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 第八心不可得	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 第八七深信因果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥ 四十二諸法實相	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦ 佛道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧ 礼拝得髓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨ 第四十四佛道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
昧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第六十六三昧王三昧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
提分法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第三十二伝衣	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第三十四仏教	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二十九山水経	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

右よりして、秘本中、七十五帖中に存在するもの十九巻。十九巻中、七十五帖と列次番号同一のもの十五巻。七十五帖に存するも列次番号の異なるもの四巻。残り九巻は七十五帖以外のものなることが明らかとなる。

6 「建長七年乙卯夏安居日、以_二先師之御草本、書写畢。未及_一中書清書等、定御再治之時、有添削歟、於今不可_レ叶_二其儀、_一仍御草如_レ此云。」(註解九・三〇八頁)

7 註⁽⁶⁾の如く眼藏に草案・中書・清書の如き成立段階ありとすれば、眼藏の異本存在の根源が高祖の著述時に既に存することが知られるが、いま生死巻に於ては是事は該当しない。但し面

山系異本生死巻が存在しそれと現行生死巻との関係が問題となるが、これについては第四項に述べる。若しこれを未再治、再治との関係に於てみるとならば高祖には判つきりと正法眼藏としての撰述意図が存したことになり、同時に宗教上の重要問題でもあるからして当然その編集中に含まれ、諸種の古写本中にも集録されている筈である筈であるし、また其事を示す何等かの消息も存する可きであろう。

第四項 異本生死巻の存在理由、及び永平寺本生死巻との関係

生死巻が眼藏体系中のものとしての示衆ではなくて、むしろ俗家に書き与えられた法語に属するものとしての高祖の親撰なることを推論し、其故に別個に伝写せられたものである為に諸種の写本中に未輯録なる事、及び此巻に関する何等の消息無きこと等に就て述べてきたのであるが、併し是処に問題となるのは、永久博士に依り其編著『正法眼藏註解新集』中に紹介される面山系生死巻異本の存在に就てである。其処で本項には伊藤博士の疑点四・五と併せて考察を進めたい。

伊藤博士に依れば、この異本の存在を重視されて、現行永平寺本生死巻に於ける冒頭の聖語が景德伝燈錄の語と相違し論理的にも不合理であり、是事からそれを合理化する為に他の示衆例に倣つて伝灯錄の本文を前置し、それに応じて聖語

の改竄をしたものであろう、従つて異本の出たことは高祖の示衆の不完全なることを示すものである、と言われている（論叢第一巻）。果してそうであろうか。生死巻の異本には三種あるが、いま秘本生死巻と晃全本生死巻とを一本とみて、是れと所謂異本生死巻とを較合してみると、内容的な相違はないが僅かに漢字への書改め及び異本に於て伝灯録よりの古則引用の前置と本文冒頭の夾山定山との句に改変がなされている。是の両本との関係を如何にみるかに就ては、大久保博士は再治本（=永平寺本生死巻）と未再治本（=異本生死巻）との関係に於てみられているが、併しそうならば前述の如く其事を示す何等かの消息——草案本・奥書記年・古写編集本中への集録等——が存する筈である可きに全く存しないし、仮に再治・未再治とみるにしても未再治たる異本の巻頭引用の古則が再治たる晃全本生死巻には無く、然も本項註記(4)の較合にみる如くに異本に掲げる古則は五灯会元に近似していること、而して其れと合致せしむべく本文首段の夾山・定山の語句が会元に従つて改変されているとみられる事、更には異本に種々の書写上の矛盾点の存する事などの理由から是説を直ちに肯う訳けにはゆかない。一方伊藤博士は、異本の存在重視より現行生死巻の不完全性を推論されていたが、後に『論叢』第二号に於て再び此異本を考証された結果、その冒頭の古則引用に就て景德伝灯録・五灯会元・異本の三本を較合す

ることに於て、異本を大久保博士の如く未再治本と見做すならば巻頭引用句は景德伝灯録のものではなくして五灯会元に依拠せるものであるからして時代的矛盾を生ずるが故にそれは偽撰となることが明らかとなり、逆に若し永平寺本を生かそうとすれば異本は後人の修正したものとなる、自分としては永平寺本・異本という順にみるのが妥当である、と述べられている。いま是れを吟味するに、博士は飽くまでも異本を再治・未再治の関係に於て問題とし、そこに於て古則の引用句を最初から高祖所引のものとされて灯史類に較合し、其結果五灯会元に典拠をみられているのであるが、若し其様な推論に立つならば博士の指摘される如く生死巻は偽撰なることが明らかである。何故ならば五灯会元（高祖示寂一年前・宋一二五二年成立）を道元禪師がみられる訳けは有り得ないからである。その意味に於ては異本を後人の修正とみられるのは妥当というべきである。古則の引用句を後尾に附している生死巻書写本もあるとは永久博士の御教示であるからして、いま異本の問題については、その古則の引用は眼蔵の他の諸巻に於ける示衆例に倣つて『正法眼蔵』としての体裁を調える為の後人の書添であつて、その典拠を五灯会元に求めたのであり、其処から本文首段の夾山・定山の句を引用古則に順ぜしめるべく改竄したと見る可きではあるまい。

のなかに仏なれば生死にまどはず。こころは夾山定山といはれし……

(異本) 大梅常禪師・因夾山与定山同行、言話次、定云、

生死中無レ仏、即無^ニ生死、夾曰、生死中有レ仏、不^レ
迷^ニ生死、二人是非不^レ已(中略)

生死の中に、仏なれば、生死なし、亦いはく生死
の中に、仏あれは、生死にまとはす、こころは、夾
山定山と、いはれし、ふたりの、禪師のことはなり
(後略)

右二本の相違性は前の推論を証するに充分であろう。即ち
永平寺本に対しても異本は会元の古則を掲げ、その古則に則つ
て本文の夾山・定山の句が合致せしめてあるにも拘わらず、
それに続く「こころは夾山定山といはれし……」の承句は古
則の定山句先置・夾山句後置なることを無視して夾山句先置
定山句後置にしている矛盾等がそれである。一方永平寺本に
於ては古則の引用は無く、本文には夾山句先置・定山句後置
に於てその承句も「こころは夾山定山といはれし……」と続
けられて矛盾はない。斯くして永平寺本・異本の関係は再治・
未再治の關係ではなくして、原形は永平寺本であつてそれが
転展伝写のうちに後人の古則の添附、本文の改竄がなされて
今日に至つた、其處に面山系異本の出現理由が存するものと
言えよう。⁽²⁾ 永平寺本と異本との種々なる相違点(註2参照)
も斯様な視点に立つことに於て解決されるであろう。併し、

永平寺本生死卷首段の夾山定山の句を飽くまでも景德伝灯錄
依拠のものとしてそれが古則に合致していない事、伝灯錄が
定山句を先置し夾山句を未及として記載せることに固執する
余りに生死卷本文及びその意義を疑惑し、更には此卷の本文
及び此卷に依用して生死觀の極相を述ぶる『修証義』冒頭の
句——「生死のなかに仏あれば生死なし」を伝灯錄本文に従
つて「生死のなかに仏なれば生死に非ず」と訂正すべきだ
と主張される(論叢第一卷・一五五頁)のは、余りにも高祖の
宗眼の独自性及びそこからの祖錄の改変転讀・拈提の意義を
看過せるものであつて、正鵠を得た論難とは言い難いもので
はあるまい(是事については第二章以下に詳論)。

諸、それならば永平寺本生死卷の引用文は何に基づいたもの
であるか、その引用渉典が問題となる。いま其れを五灯錄中の
の関係あるものに求めてみると伝灯錄及び聯燈會要の一灯史
錄に其の話則を得られる。勿論会元は是場合論外の事である。
(景德傳燈錄)(大正五十一・二五四頁)
……定山云、生死中無レ仏即非^ニ生死。夾山云、生死中有レ仏即不^レ
迷^ニ生死……
(聯燈會要)(續藏九ノ三・二五〇帖裏)
……定山云、生死中無レ仏即非^ニ生死。夾山云、生死中有レ仏即不^レ
迷^ニ生死……

生死のなかに仏あれば生死なし。またいはく、生死のなかに仏な
ければ生死にまどはず。……

右の三本を比較照合してみると、些か本文に改変はあるけれども伝灯錄よりも会要が永平寺本に親しいことがわかる。高祖の被見引用された灯史類は広範に亘っているからして、右の場合も伝灯錄にのみ固執すべきではない。生死卷の引用典拠が『会要』に依るものであることは、既に鏡島元隆博士が涉典考証されており（「永平広録涉典私観」駒沢大学研究紀要、第十四号参照）、更に生死卷に於ける本文の改変使用に就てそれが道元禅師に於ける引用文の原文語句の前後転換倒置の著しい例としてみる可きものであることを述べられ、対話の主客が顛倒して用いられることがあるものとして他の証例をも挙示され乍ら、会要の定山の後句「無_二生死」と夾山句の「不_レ迷_二生死」が生死卷に転換して用いられ、斯かる転換は禅の語錄に於ては多くみられること、生死卷に於ては禅師による転換であろうからして、引用文が正確に原典に合致しない点に基いて生死卷偽撰説を主張するのは、こと出典に関する限り、原文の語句が前後倒置され主客が顛倒して用いられる引用体例が禅師に存することからみて、大きな飛躍であると論じられている（同九十一頁）。従つて、本文改変は問題ではなく、むしろ斯かる改変・転読にこそ高祖の宗眼の独自なる展開面を見るべきであろう。永平寺本こそ本来の姿を其

儘に伝えているものと言つてよいのである。

但し、本項註(2)に異本と永平寺本との相違点を列挙した如く問題点もなくはない。其事に就ては思想内容の考察に於て触れたいと思うが、一例について見るならば、生死卷本文中「生きたらばただこれ生、滅きたらばこれ滅にむかひて、つかふべしといふことなかれ、ねがふことなかれ」の句は本来の儘を伝えた文であるか如何かは考うべき一事であろう。是処には何等かの写誤があるのではなかろうか。その点、異本には「……滅きたらばただこれ滅、生滅にむかひてつかふべし……」とあつて分明である。恐らくは単独に伝写する際に冒した写脱の誤りであろう。是事は「つかふべしといふことなかれ」の語義を検点することに於ても言い得るであろう。即ち

(聞解)「つがい雙ぶ」——生滅雙んで相待といふな……

(私記)「つたはる」——生より滅に連絡すると見るな……

(参註・穿牛皮)「伝フ」「ツタフベシ」——生より死に移転せじ
(啓迪)「つかふ」はツカハル義「事(仕)ふべし」——生死に
使わるる、生死の奴隸となる……

(生死葛藤集)「番ふべし」——物の二つ並ぶ謂、生滅二つ対恃
してみるな。「使う」——滅を使うことをやむる義

私自身としては「生滅」の二字の誤脱とみて、それを補つた上で『啓廻』の釈に従うべきであると思う。諸釈いすれも

意味としては生滅の二字を入れて解しているからである。

尚、伊藤博士は「といふことなかれ、ねがふことなかれ」の十六字を削除すべきと言わわれているが、生死の実相、諸行無常の真義に徹する時には「生死を生死にまか」し、生死を「仏家の調度」として受用しうる。仏性卷には無常仏性を説示すると共に「いたづらに生を愛することなかれ、死を恐怖するなかれ、これ仏性の所在なり」と生死仏性を道取されている處よりして、其処から「つかふべしといふことなかれ……」

以下の語句をみ、生死の全機現成の相を参取してゆくべきであろう。

是を要するに、異本とても初めからの偽書というべきではなく、永平寺本と同じく単独に伝写され来る内に何人かに依つて眼蔵の他の巻の示衆例に倣つて『会元』より古則を采つて前置し、その引用古則に合致せしめる為に本文を改竄し、『正法眼蔵』の体裁を調えたものに外ならないと言えよう。これは、永平寺本に比して本文の語脈の相違・写誤・増語・脱字等の多い事などよりも窺いうる（註⁽²⁾・⁽⁶⁾参照）。永平寺本こそ本来の姿を伝えるものと言いうるのである。

1 両本には全く相違はない。強いて挙ぐるならば秘本に漢字が多用されていること、文字使用の若干の誤り位いのことである。恐らくは書写の際の便宜からの漢字の多用であったであろう。

①漢字用例（永平寺本=永、秘本=秘）

(永) なか→(秘) 中。またいはく→又云く。なり→也。かるがゆ魚に↑故に。また→又。きたらば→来らば。すなはち→即ち。もて→以て。しも→下

④ 用法誤例

(永) いはれし→(秘) ゆわ。まうけじ→し。生死をはなれんとおもはむ人→ば・ん。むかひ→い。おもて→を。こころえて→へ。くらゐ→い。御いのちをうしなふなり→御字ナシ・う也。もて→もつて。いへ→ゑ。おこなはれ→を。つひやさず→い。したがひ→い。うやまひ→い。おもふ→を

2 (a) 異本には『会元』よりの古則の引用あるも、秘本・永平寺本にはない。

(b) (異) 生死の中に仏なれば生死なし。亦いはく、生死の中に仏あれば生死にまどはず。こころは夾山定山といはれし……

(永) 生死の中に仏あれば生死なし。またいはく、生死の中に仏なれば生死にまどはず。こころは夾山定山といはれし……

(c) 脱語例（傍線の部分は異本にないもの）

①もし人生死の中に、②ひとときのくらゐにて、すでにさきあり、③くらゐにてまたさきあり、④生といふときには生よりほか

④ 増語例

(永) 仏のこころにいる→(異) 仏のこころにいるなり

(e) 書改例（傍線の部分は異本に書き替えてあるもの）

①(永) 滅といふときは→(異) に。②滅のほかに→より。③生きた

らば→生来分は。③滅きたらばこれ滅にむかひて→滅来分は
ただこれ滅、生滅にむかひて。④いふことなかれ→なく。

3 『道元禪師伝の研究』三五七頁。

4 ①異本生死卷（註解新集・一二三頁）

大梅常禪師、因夾山与定山同行、言話次、定曰、生死中無仏、即無生死、夾曰、生死中有仏、不迷生死、二人是非不已、特上山參見師、人事了、夾便問、未審二人見處、那箇較親、師云一親一疎、夾云那箇親、師云、且去明日來、夾明日又問、師云、親者不問、問者不親、夾住後云、我當時在大梅處失却一隻眼。

②景德伝灯錄（卷七・大正五十一・二五四頁）

夾山与定山同行言話次、定山曰、生死中無仏即非生死、夾山云、生死中有仏即不迷生死、一人上山參禮、夾山便舉問師、未審二人見處那箇較親、師云、一親一疎、夾山云、那箇親、師云、且去明日來、夾山明日再上問師、師云、親者不問、問者不親、夾山住後自云、當時失一隻眼

③五灯会元（卷三・二十七帖表）

夾山与定山同行言話次、定山曰、生死中無仏即無生死、夾山云、生死中有仏即不迷生死、互相不肯同上山見師、夾山便舉問、未審二人見處那箇較親、師曰、一親一疎、夾山復問那箇親師曰、且去明日來、夾山明日再上問、師曰、親者不問、問者不親、夾山住後自云、當時失一隻眼

前註①の後に続いて「生死のなかに仏なれば生死なし、またいはく、生死のなかに仏あれば生死にまどはず、これらは

夾山・定山といはれし……」。

6 論叢(一)一一三頁参照。

①分節上の問題、前註(2)参照。

②仮名遣の問題（括弧内は永平寺本）

①ながへ（え）、②をもて（お）、③くらひ（ゑ）、ゆへに（ゑ）

④漢字多用例（括弧内は異本の用例）

①また（亦）、②なか（中）、③みなみ（南）、④ほか（外）、

⑤もの（物）、⑥むかひ（向）、⑦いのち（命）、⑧これ（是）

⑨いへ（家）、⑩かみ（上）、⑪しも（下）、

7 異本が面山系のものとされる所以は『生死卷聞解』が永平寺本に依らず異本に則って註釈していることに基づく。

第五項 筆写年代・筆跡・紙質考証の問題

生死卷には奥書・記年、及び他に何等かの消息を示す手がかりものであるが、書誌学的考証の決め手となるものに筆者・筆跡・紙質に於ける年代考証がある。本項には生死卷に於ける其等の点に就て、先人の教示を仰ぎ乍ら些か附言しておきたい。

『凡例』には

いま拝写し得て刻する所の永平宝庫の藏本、かつ一代禪師御真筆の二十八巻の秘本……（註解十・五五七頁）

……永平寺宝庫に秘在する所の秘密正法眼藏と題号せる本、二十九卷あり。祖師滅後三十五年、弘安十一年（茲歲改元正應）戊子

の九月晦日に写す所にして、其字様も「とも古筆なり」（同五六
一頁）

と穩達の識語が存している処から、実は此巻が『秘密正法眼
藏』二十八巻中のものであるからして、秘本二十八巻を研究
考証することに於て筆写年代・筆者等の消息が得られるので
はないかという推測が成り立つ。伊藤博士も書誌学面に於け
る問題として是処に論点を置いてその親撰の真偽を求められ
ている。併し前にみてきた如く（第一項）、『凡例』は闢邪訣
の説を其儘踏襲したものであるからして、いまそれと照合し
てみるに「永平室内現有『秘密眼藏』二十八巻合為三冊、祖
師滅後三十五年弘安戊子季秋晦日所^レ写也。」（前同三五九貞）
とあるからして、『凡例』の依拠は是処にある訳けである。

更に、斯かる闢邪訣及び凡例の明記する筆写年代が何に拠つ
たものかと言うに、秘本初中後三冊中の後冊最後尾の唯仏与
仏卷奥書の「弘安十一年季春晦日於^ニ越州吉田県志比庄吉祥
山永平寺知賓寮南軒^{一書ニ写之}」に拠っている。其処ではれと
闢邪訣・凡例とを勘校してみると、大要五つの矛盾点が明らか
となる。(1)秘本二十八巻を同一系統の眼藏で然も同一時の編
輯に係るものとみて唯仏与仏卷の書写年時を二十八巻成立時
とみている事である。然しこれは既に明かした如く秘本が同
一系統の同時的編輯でなかつたことから肯えないであろう
(第三項註(5))。(2)凡例がその前半に於て秘本二十八巻を

「二代禪師御真筆云々」と言い乍らその後半に於て其筆写を
「其字様もつとも古筆なり」と述べて、一方では「二代祖の御
真筆」と言い乍ら他方では唯古筆の字様という前後相矛盾せる
記事の存する事。(3)闢邪訣・凡例が共に筆写年時を「祖師滅
後三十五年、弘安十一年云々」と述べているが、高祖の入寂
は建長五年（一一五三）であるからして弘安十一年（一二八八）
は實際には高祖滅後三十六年であらねばならない。(4)秘本唯
仏与仏卷の奥書の筆写年時と闢邪訣・凡例のそれとを較合す
るとき其処に誤謬のあることが知られる⁽³⁾。即ち、闢邪訣・凡
例に各々「季秋晦日」「九月晦日」とあるのは、唯仏与仏卷
奥書に則つて「季春晦日」又は「三月晦日」とすべきである
う。恐らく面山に依つて「季秋」と誤記されたものであろう。
尚面山が季秋、というに対して穩達は九月とするのも問題であ
るが、穩達は陰曆九月という意味にとつたものであろうか。
(5)凡例の説に拠つて仮に秘本二十八巻を二代祖の真筆とする
にしても大いなる矛盾が存する。即ち弘安三年（一二八〇）
示寂の二代辨祖が弘安十一年（正応元年・一二八八）の奥書の
ある眼藏の書写をされることはありえないからである。

それでは、弘安十一年書写とあるのは誰に依るものである
うか。其頃の本山在住は第四世義演であるが、義演の謄写で
ないことは既に顯開事考が秘本の筆跡鑑定に於て、義演の直
筆は本山に数通あつて孰れも能書で秘本は義演の謄写でない

ことを明かしている。永久博士からも、両者を較合した結果からして秘本は同一人の書写ではあるうけれども能筆には属さず、むしろ粗悪な筆跡である事を示教されたからして、顕開事考の説は一層妥当となる。更に又、仮に秘本二十八巻が弘安十一年の写本で本山秘蔵のものとするにしても、其後嘉暦四年（元徳元年・一三二九）義雲編輯の六十巻本の中に当然秘本中の何程かの巻数が采輯せられてあつてもよい筈であるのに、実際には秘本中の眼蔵は一巻も輯録されていない。⁴是事からみて、秘本は多分に嘉暦年間以前の謄写でないといふことが窺われる。従つて唯仏与仏卷の弘安十一年書写といふ奥書は最初に書写した者の識語であり、それを謄写上の常識として其儘に書写したものということになる。

顕開事考は、更に紙質の鑑定にもふれて弘安年間謄写説を次の如く否定している。

「當時（弘安十一年頃）ノ本ハ大抵貼帖トジトカイヘルモノニテ今ノ西洋トジノ如キ仕立ナリ。大師御真筆ノ西来意ノ巻、二代直筆ノ仏性ノ巻、及ビ嘉元二年、文保二年、貞治五年ニ謄写（筆者不明）セル虚空・遍參・身心学道・谿声山色ノ巻等本山ニ秘在ス。皆貼帖トジニシテ一枚ノ紙両面ニ書シタルモノナリ。而ルニ此ノ廿八巻ハ美濃紙位ノ寸法ニテ今日ノ本ノ如ク横トジニ仕立テ、アリ。肯テ弘安ノ謄写トハ思ハレズ（中略）其紙質等ヲ見ルニ大概忠永年間ノ写本ナランカト思ハル。兎ニ角、古色靄然トシテ五百年以上ノ古筆ナルベシ。亦稀有ノ秘宝ナリ」（一七頁）

又、永久博士も是説の上に立つて秘本が文字の字体・墨色・紙質等からみて永平高祖を去ること遠からざる弘安十一年のものとはみられざる旨を述べておられる（想苑・第一巻・秘密正法眼蔵の研究）。是等の考証よりして筆写年時はある程度の推測を為しうる。併し筆者については依然として不明である。故に生死巻に於ても編輯・伝写の歴史は不分明である。然し例えそうであつても、此巻が高祖の親撰なることは上に述べ來つた種々の点からして疑いえないものである。其事を更に一層明証ならしめる為に、吾人は此巻に於ける生死觀についての思想的考察を試みなければならぬ。それに依つて、例え『正法眼蔵』として体系的意図の下に編輯されていなかつたにしても、高祖の生死觀の極相を開顯せる正法眼蔵そのものの説著に外ならなかつたことを伺い得るからである。

（未完）

1 第一項註⁽¹⁾参照。

2 秘本唯仏与仏巻＝弘安十一年季春晦日

關邪訣＝弘安戊子季秋晦日

凡例＝弘安十一年戊子の九月晦日

3 『顕開事考』（滝谷琢宗・明治二十八年刊）、及び『秘密正法眼蔵の研究』（想苑・第二巻）

4 仏向上事一巻は秘本中にも六十巻中にも存するが、題名が同一であるのみで、内容は全く異なる。六十巻本中のものは七十五巻中に存するものと同一である